

第1章



災以後

社協がおかれた状況

1. 社協職員も被災者

1月17日。震災当日、多くの社協事務局も大きな被害を被った。事務室内はほとんどの棚、コピー機等備品が倒壊、ガラスの破片が飛び散っているうえ、水道、電気等のライフラインは止まっている状況であった。その上、福祉センター等の建物の委託を受けていた社協では避難のため押し寄せる住民に対応せざるをえない状況であった。事務局室を整理するだけでも大変な状況であった。その中で社協職員の被害状況はどうであったか。被災地における本会会員の被害状況は以下の通りである。

本会会員の被災率は1/4以上という状況であった。上記表以外の本会未加入職員被害状況は不明であるが、社協職員の被害状況を反映しているものと考えてよいだろう。(神戸市を除く被災地の全社協職員は約400名いた。)

社協職員の被害は震災初日出勤率に反映された。大被害で出勤できなかった者、公共交通機関の遮断により出勤できなかった者、それを合わせると激震地では2～3割の出勤率であった。中には、初日1人しか出勤できなかった社協もあったほどである。

なお、上記の社協職員の被災状況には本会未加入の神戸市社協、神戸市内の各区社協の職員の被害状況が含まれていない。(神戸市、各区社協総数666名～平成6年4月現在～)神戸市社協では死者1名であり、その被害状況は想像を超えるものと思われる。

2. 求められる業務の変遷と倍増した業務量

震災以後、社協事務局の業務は一変する。通常業務はほとんど中止し、救援活動に全精力を傾けることとなる。特に、避難所となった福祉センターを持つ社協は24時間体制で休日返上で業務に取り組むこととなった。当然業務量は2～3倍となった。そのうえ求められる活動は日を追うごとに目まぐるしく変化

【図表1：本会会員の被害状況】＝本会見舞金給付による調べにより(95年3月現在)＝

社 協 名	①全壊・半壊	②①以外で自宅に住めない方	③重症者	被災者計	本 会 所 属 数 本 会 員 数	被 災 率 (%)
尼 崎 市	6人	—	—	6人	25人	24.0%
明 石 市	1人	—	1人	2人	17人	11.8%
西 宮 市	23人	—	—	23人	53人	43.4%
洲 本 市	—	—	—	0人	3人	0.0%
芦 屋 市	2人	—	—	2人	6人	33.3%
伊 丹 市	1人	—	—	1人	7人	14.3%
宝 塚 市	9人	—	—	9人	34人	26.5%
三 木 市	—	—	—	0人	7人	0.0%
川 西 市	—	—	—	0人	11人	0.0%
淡 路 地 区	1人	—	—	1人	1人	100.0%
津 名 町	1人	—	—	1人	3人	33.3%
淡 路 町	2人	—	—	2人	4人	50.0%
北 淡 町	1人	—	—	1人	4人	25.0%
一 宮 町	—	—	—	0人	4人	0.0%
五 色 町	2人	—	—	2人	2人	100.0%
東 浦 町	1人	—	—	1人	3人	33.3%
緑 町	—	—	—	0人	2人	0.0%
三 原 町	—	—	—	0人	3人	0.0%
西 淡 町	—	—	—	0人	4人	0.0%
南 淡 町	—	—	—	0人	1人	0.0%
県 社 協	5人	3人	—	8人	33人	24.2%
計	55人	3人	1人	59人	227人	26.0%

しつづけた。市町社協職員の中には震災以後2か月間、1度も休みを取らなかった者もいた。まさに肉体的にも、精神的にも疲労の頂点を極めた2か月であった。

「社協の震災救援活動」と一言でいっても、個々の市町社協の動きは、その被害状況、社協がおかれた立場によって違って来る。特に、避難所運営を担った社協と担わなかった社協にはその動きに大きな違いがある。(例えば、在宅福祉サービスの再開時期、地域福祉活動の支援再開時期など) その事を踏まえながらも、あえて大胆に市町社協事務局の動きの変遷を表したのが図表2である。

この業務変遷で着目していただきたいのは「避難所運営」である。もちろん全市町内の避難所運営を社協が行ったわけではなく、社協が受託していた建物を活用した避難所だけの運営であった。しかし、避難所は被災者個々人の方にとっては正に「命綱」の場であり、社協としても責任ある対応をし続けたのである。この業務は全職員で対応しても応えきれるものではなく、しかもそれが仮設住宅以降期(4月頃)まで続くのである(西宮市社協は8月まで対応)。

避難所運営だけでも大変なことにもかかわらず、1月後半からボランティアコーディネート、小口貸付資金業務、在宅福祉サービスの再開、小地域福祉活動の支援展開等々、次々と活動を展開し続けるのである。そして95年度に入り、通常業務を全面再開せざるをえなくなる時期には、仮設住宅支援を中心とした復興活動に力を注ぐのである。しかし、95年度は被災地社協では復興活動(ボランティアコーディネート、ケアサービス、コミュニティワーク等)は通常業務化していった。但し、業務量は震災前には戻らず増加したままであった。

それに対して、県内被災地外で仮設住宅設置地域の社協では95年度は通常業務に「仮設住宅地域支援活動」が加わってきたのである。

このような流れ、状況下の中で社協職員はどのように判断し、行動し、悩んでいたか。第2章以降はこの図表2のフレームに基づいて記録編集している。

【図表2：被災地市町村協の業務変遷】

